

標 題：

海洋汚染防止条約およびその議定書
(MARPOL 73 /78) 附属書 I 関連の
証書について

NK
テクニカル
インフォメーション

No. 15

昭和59年4月20日

関係船主 各 位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、すでに御案内のように、MARPOL 73 /78の附属書 I (以下“条約”と呼ぶ) は昨年10月2日に発効しました。

その結果、国際航海に従事する条約締約国の150GT 以上の油タンカー及び400GT 以上のその他の船舶は、下記期日以降、条約証書 (IOPP証書) の所持が義務づけられています。

条約上の新船 : 1983年10月2日

“ 現存船 : 1984年10月2日

なお、1983年12月7日現在の条約加盟国は、以下の通りです。

ウルガイ、ペルー、英国、スウェーデン、ノルウェー、米国、チュニジア、リベリア、ユーゴスラヴィア、デンマーク、コロンビア、フランス、西独、ギリシア、イタリア、ガボン、バハマ、日本、オランダ、中国、レバノン、イスラエル、フィンランド、セントヴィンセント/グレナディーンズ、ソ連

また、条約未締約国の上記該当船についても、条約締約国の管轄水域では、IOPP証書に代わる証明書の提示を求められることがありますので、上記期日に応じて、非条約証書等の関連の証明書を所持するようお勧めします。

従いまして、上記IOPP証書または、関連の証明書を未所持の該当船の船主各位におかれましては、前記期日までに、これらの文書を取得できるようお取り計らい下さい。

なお、IOPP証書および関連の証明書の取得に当たっては、本会の検査が必要ですので、条約で要求される必要な設備及び文書を備え付けた上、本会の検査をお申し込み下さい。

本年10月2日近くになると、関連の業務の集中が予想されますので、なるべく早目に手当されるようお願いします。

上記に関し、御不明の点がありましたら、本会本部 技師長室までご連絡下さい。

敬 具